

1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向について

<いじめ防止基本方針の意義>

- (1) この方針は、平成 25 年に制定された「いじめ防止対策推進法」、並びにそれに伴って定められた「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成 25 年度 10 月文科省大臣決定）に準じる。
- (2) いじめ問題への対応は学校における最重要課題の 1 つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に取り組むことが必要である。そのためにも方針を策定し、教職員全員が共通理解することが大切である。

<いじめの定義>

- (1) 「いじめ」とは、ある児童に対し、他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であり、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) 1 回のみのもので、児童が心身の苦痛を感じている場合は、いじめとして認知して対応する。
- (3) 具体的には、以下のような行為である。
 - ①冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ②仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
 - ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ⑤金品をたかられる。
 - ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ⑧パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等
- (4) いじめの認知は、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定されることのないようにする。例えば、いじめられていても、本人が否定する場合があることを踏まえ、特定の教職員のみによることなく、「いじめ対策委員会」（後述）を活用して行う。

<いじめ防止等の基本理念>

- (1) いじめ防止等の対策は学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。
- (2) いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす、許されない行為であることを児童が十分理解できるようにする。
- (3) いじめ問題への対応において、全教職員は、正確に丁寧な説明を行う。

- (4) 過度の競争意識や勝利至上主義等が、児童のストレスを高め、いじめを誘発することとも考えられるため、全教職員児童の心情に配慮して教育活動に当たる。
- (5) 全教職員は、学校全体で暴力や暴言を排除するよう努める。そのような行為があった場合には、毅然とした態度で指導する。また、事後指導を丁寧に行う。
- (6) 教職員自身も、いじめにつながらないよう、児童の人格を尊重した言動をするよう努める。

2 いじめの防止等のための対策の内容について

<いじめ防止のための組織>

- (1) いじめ防止等の対策に関する組織「いじめ対策委員会」を置く。
- (2) 「いじめ対策委員会」は、いじめ防止等の取組、早期発見や早期対応の在り方、教育相談体制や校内研修などを行うに当たって、中核的な役割を担う。
- (3) 「いじめ対策委員会」は、生徒指導推進委員会の委員とスクールカウンセラーを交えたメンバーで構成される。具体的には、校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・各学年主任・特別支援主任・養護教諭・スクールカウンセラーである。委員長は、生徒指導主任とする。(協議や対応する内容に応じて、組織の構成を変える。)
- (4) 必要に応じて、委員会を開催する。

<いじめ防止のための方策>

- (1) 職員は、いじめについての研修を十分に積み、共通理解や共通実践を図る。
- (2) 全校集会において、校長からいじめの話をし、担任は学活等でその話題にふれる。
- (3) 読書活動を推進し、豊かな情操を培う。
- (4) 道徳授業の時数確保と授業内容の充実を図り、『**『いのち』のつながりと輝き**』と題し、『**考え、議論する**』道徳授業を展開する。
- (5) ピアサポート（年間4時間）を確実に実施するとともに、ソーシャル・スキル・トレーニングや構成的グループ・エンカウンター等を取り入れた授業を実施し、コミュニケーション能力を育てるよう努める。
- (6) 生徒指導の機能を生かし、一人一人を大切にしたい授業づくりを進める。
- (7) ストレス対処（ストレスコーピング）について、学級で話をしたり、授業をしたりして、ストレスに適切に対処できる力を育てる。
- (8) 自己有用感や自己肯定感を育めるような場面を意図的に設ける。
- (9) 運営委員会（児童会活動）で、児童自身がいじめ防止を訴えるような取組を企画・実行できるようにする。(命を大切にするキャンペーン等)
- (10) ネットいじめに関しては、道徳や学活等で情報モラル教育の充実と、教員の指導能力の向上を図る。また保護者への啓発として、専門家を呼んでの集会を行う。
- (11) 感染症等に関連する差別や偏見について考え、適切な行動をとることができるようにする。

<いじめの早期発見の方策>

- (1) 月1回、最終週に、全学年対象で「生活アンケート」を実施する。またアンケートの記名は自由とし、複数の職員で内容を確認し、重要なものは対応を検討していく。
- (2) 年2回（7月・2月）の教育相談週間を設け、必要な児童との面談を行う。
- (3) 「心のすばこ」を設置し、いつでも自由に相談できる体制を整える。「心のすばこ」は、校長・スクールカウンセラーが月2回（第1・第3金曜日）で開封する。
- (4) 学校生活相談窓口（教頭・養護教諭）を設置し、児童に周知するとともに、保護者に文書を配付し、周知する。

・学校生活相談窓口	： 0479-72-1238	（匝瑳市立八日市場小学校）
・学校以外の相談窓口	： 0479-73-0094	（匝瑳市教育委員会）
	： 0479-23-5954	（北総教育事務所東総研修所）
	： 043-276-1166	（千葉県総合教育センター）
	： 057-007-8310	（24時間いじめ相談ダイヤル）

- (5) 職員は休み時間に一緒に遊ぶなど、常に児童の観察をし、異常の有無に敏感になる。
- (6) 「いじめのサイン発見シート」を保護者会等で配付することで、子どもの変化に保護者が気付き、速やかに学校に相談できるようにする。
- (7) **学校として、特に配慮が必要な児童については、個々の特性を理解し、日常的に支援する。**
- (8) 週に1回、金曜日の打ち合わせで生徒指導上気になる児童について情報を共有する。

<いじめに対する措置>

- (1) いじめに関する相談や通報は適切かつ正当な行為であることを繰り返し指導する。
- (2) **いじめに関わる情報を適切に記録しておく。**
- (3) いじめを行った児童がいじめの関係者に圧力をかけることを想定して、防止対策を示す。
- (4) いじめの発見・情報を受けた場合には、速やかに組織的に対応する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格形成に主眼を置いた指導を行う。
- (5) いじめの発見や情報を受けた場合の対応は、原則として、別紙「いじめ対応マニュアル」に沿って行うものとする。
- (6) いじめが犯罪行為と認める時は、教頭より匝瑳警察署に相談する。
- (7) **いじめが解消されている状態についての判断は、いじめに関わる行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月継続していることを目安とする。また、被害者及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。**

<重大事態への対処>

- (1) ここでいう「重大事態」とは、具体的に以下の場合である。
 - ① いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認

められたとき。(具体的には、「自殺を企図した場合」「身体に重大な傷害を負った場合」「金品等に重大な被害を被った場合」「精神性の疾患を発症した場合」などが考えられる。)

② いじめにより、児童が相当の期間(30日以上)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

③ 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったと申立てがあったとき。

(2) 重大事態が発生した場合は、速やかに管理職が匝瑳市教育委員会に報告し、指示を仰ぐ。(第一報)

(3) 直ちに「いじめ対策会議」を設置する。「いじめ対策会議」は、「いじめ対策委員会」と同じメンバーで構成される。

(4) 「いじめ対策会議」において、実態調査の内容や方法等を検討する。

(5) 「いじめ対策会議」で検討された内容に沿って、実態調査を行う。組織の構成については、専門的知識を有する、利害関係のない第三者の参加を図ることで、公平性・中立性を確保する。その際、いじめられた児童や情報提供してくれた児童を守ることを最優先する。

(6) いじめ行為の事実関係は、可能な限り明確にし、その因果関係の特定は客観的な事実関係を基に調査する。

(7) 調査結果については、必要な情報を児童や保護者に適切に提供する。また、匝瑳市教育委員会を通じて、市長に報告をする。

・平成26年3月	策定	・令和6年3月	改訂
・平成26年4月～	施行	・令和6年4月～	施行
・平成28年5月	改訂	・令和7年3月	改訂
・平成28年5月～	施行	・令和7年4月～	施行
・平成29年3月	改定		
・平成29年4月～	施行		
・平成30年3月	改定		
・平成30年4月～	施行		
・令和3年3月	改正		
・令和3年4月～	施行		
・令和4年3月	改正		
・令和4年4月～	施行		
・令和5年3月	改正		
・令和5年4月～	施行		